

## 建物共済

年	主な制度改正・災害等
昭和24年	議員立法により農業災害補償法を改正
	任意共済事業の導入、共済金額限度額 20万円
昭和27年	建物長期共済、定期預金共済、建物更新共済の指導準則が制定
昭和36年	第2室戸台風
	建物の被害は全壊2,581棟、半壊1万8,145棟
昭和38年	「農業災害補償法の一部を改正する法律の施行に伴う覚書」締結(38協定)
	自民党党議決定に基づき、農業共済団体と農協系統団体が調印 農業共済は短期、農協は長期で建物共済の実施を取り決める
昭和42年	8.28の集中豪雨で水害(羽越水害)
	死者96人・行方不明者38人、建物被害は全壊1,069棟、半壊2,062棟、床上浸水1万5,214棟
昭和43年	仕組改定等
	(1)拡張担保事故の導入
	(2)新価特約・臨時費用担保特約の導入
	(共済種類の名称を「建物総合共済」と「建物火災共済」に変更)
昭和48年	給付改善等
	(1)共済金額限度額の引上げ 火災共済1,000万円、総合共済200万円
	(2)火災等事故への80%付保割合条件付実損てん補方式の導入
昭和55年	総合共済の給付改善
	共済事故に地震等事故を追加
昭和58年	給付改善
	残存物取片付費用給付の導入
平成 元年	給付改善等
	(1)共済金額限度額の引上げ 火災共済3,000万円、総合共済700万円
	(2)火災共済への特別費用共済金・地震火災費用共済金の導入など
平成16年	仕組改定等
	(1)共済金額限度額の引上げ 火災共済6,000万円、総合共済2,000万円(通算限度額は6,500万円)
	(2)失火見舞費用共済金の導入
	7.13梅雨前線豪雨
	死者15人、建物被害 全壊71棟、半壊5,657棟、床上浸水1,882棟
平成19年	中越大震災
	死者68人、建物被害 全壊3,175棟、大規模半壊2,167棟、半壊1万1,643棟、共済金約24億円
	中越沖地震
平成19年	死者15人、建物被害 全壊1,331棟、大規模半壊856棟、半壊4,854棟、一部損壊37,277棟 支払共済金約13億円
	長野県北部地震
平成23年	建物被害 全壊39棟、半壊258棟、一部損壊2,089棟
	「平成23年7月新潟・福島豪雨」
	死者4人、建物被害 全壊41棟、半壊805棟、一部損壊32棟(平成26年1月31日現在)
平成28年	収容農産物補償特約の導入